

平成 22 年度
包括外部監査の結果報告書
概要版

テーマ : 清掃事業に関する事務の執行等について

盛岡市包括外部監査人
公認会計士
花館 達

目次

第 1. 包括外部監査の概要	1
I. 監査の種類	1
II. 監査の対象年度	1
III. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
IV. 監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）	2
V. 包括外部監査人及び補助者	3
VI. 利害関係	3
第 2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	4
I. 盛岡市分別収集計画及びこれに基づくごみの分類・収集（ルール等）	4
1. 監査手続及び監査結果	4
2. 監査結果に添える意見	4
II. 盛岡市ごみ減量推進基金	5
1. 監査手続及び監査結果	5
III. 一部事務組合への負担金等の支出について	6
1. 監査手続及び監査結果	6
2. 監査結果に添える意見	7
IV. 事業系一般廃棄物の処分手数料	7
1. 監査手続及び監査結果	7
2. 監査結果に添える意見	7
V. 家庭系ごみの有料化についての検討	8
1. 監査手続及び監査結果	8
2. 監査結果に添える意見	8
VI. 資源ごみの回収事業	9
1. 監査手続及び監査結果	9
2. 監査結果に添える意見	10
VII. 盛岡市清掃事業における外注業務	10
1. 監査手続及び監査結果	10
2. 監査結果に添える意見	11

VIII.	保有車両	12
1.	監査手続及び監査結果	12
IX.	盛岡市クリーンセンター（ごみ焼却施設）	12
IX-1.	施設管理運営について	12
1.	監査手続及び監査結果	12
2.	監査結果に添える意見	14
IX-2.	ごみ焼却業務関連契約について	14
1.	監査手続及び監査結果	14
2.	監査結果に添える意見	14
X.	盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆびあす」	14
X-1	施設の概要及び指定管理者の選定について	14
1.	監査手続及び監査結果	15
X-2.	利用料金の取扱いについて	15
1.	監査手続及び監査結果	15
2.	監査結果に添える意見	15
X-3.	ゆびあすにおけるモニタリング業務について	16
1.	監査手続及び監査結果	16
X I.	盛岡市リサイクルセンター（資源ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設、廃棄物処分場）	17
1.	監査手続及び監査結果	17
2.	監査結果に添える意見	18
X II.	盛岡市玉山廃棄物処分場	19
1.	監査手続及び監査結果	19
2.	監査結果に添える意見	19
X III.	収集センター（三ツ割収集センター、門収集センター）	20
1.	監査手続及び監査結果	20
2.	監査結果に添える意見	21
X IV.	おわりに	21

第1. 包括外部監査の概要

I. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

II. 監査の対象年度

平成21年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

但し、必要があると判断した場合には、平成20年度以前に遡り、また、一部平成22年度についても対象とした。

III. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

- 盛岡市の清掃事業に関する決算額は近年減少傾向にはあるものの、平成22年度の当初予算額は約37億55百万円に上っており、盛岡市財政上の負担が大きいため、予算執行状況を中心とした清掃総務、塵芥処理、ごみ処理施設管理、余熱利用の各事業の事務執行全般について、合規性、経済性、効率性を確かめることが監査対象事件として選定する意義があると判断した。（なお、平成22年9月開催の盛岡市議会で承認された清掃事業の平成21年度決算額は、36億87百万円であった。）
- ごみ収集業務及び焼却処理業務等における民間委託の業務内容や委託比率等を把握し、財政負担の軽減策が適切に施されているかを確かめることが監査対象事件として選定する意義があると判断した。
- ダイオキシン対策等住民の健康保持やごみ量の軽減策等の環境保全に対する施策が合理的に実施されているかを確かめることが監査対象事件として選定する意義があると判断した。
- 旧三ツ割清掃工場、旧門清掃工場の解体計画の進行状況や跡地の再利用計画について、市有財産の有効利用と財政負担の軽減化の観点から、どのような展望で計画が策定され、また、進行中であるのか検証することが監査対象事件として選定する意義があると判断

した。

5. 合併後も継続している他の地方自治体（一部事務組合）との共同事業の妥当性について検証することが監査対象事件として選定すべき意義があると判断した。

IV. 監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）

1. 監査の視点

「盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（平成19年12月25日条例第 85号）の第1条は、「この条例は、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。」と、また、市長の基本的責務として、同条例第3条は、「市長は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、市民の自主的な活動を支援し、市民及び事業者の意識の啓発を図る等必要な措置を講じなければならない。」と、それぞれ規定する。

この包括外部監査は、盛岡市清掃事業において、以上の規定が遵守されているかという点を基本的な視点として実施した。

廃棄物対策及びごみ対策に係る事務の執行等に関する主な監査要点は次のとおりである。

- (1) 廃棄物対策及びごみ対策に係る事務の執行等が、関連する法令及び条例・規則等に従い処理されているかどうかについて
- (2) 廃棄物対策及びごみ対策に係る事務の執行等が、経済性・効率性及び有効性を考慮して実施されているかどうかについて
- (3) ごみ及び資源の排出量等に関する現状分析やその対策が効果的・効率的になされているかどうかについて
- (4) 事務の執行が合理的と考えられる方法によって適切に行われているかどうかについて

2. 主な監査手続

- (1) 廃棄物対策及びごみ対策に係る事務の関連書類一式の閲覧等を実施し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- (2) 経済性・効率性等の検証のために、廃棄物対策及びごみ対策に係る事務において、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒア

リング及び調査・分析等を行った。

- (3) 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

このような監査の実施過程で、業務の経済性・効率性等に関する各種の指導等についても、併せて実施した。

V. 包括外部監査人及び補助者

1. 包括外部監査人

公認会計士 花館 達

2. 補助者

公認会計士 高橋 雄一郎

公認会計士 林 謙志

公認会計士 多田 秋雄

公認会計士 富沢 尚子

VI. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

I. 盛岡市分別収集計画及びこれに基づくごみの分類・収集（ルール等）

1. 監査手続及び監査結果

(1) 盛岡市分別収集計画に従った運用について

盛岡市分別収集計画（以下、「分別収集計画」という。）の容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策が実際に行われ、平成21年度清掃事業概要に実績が記載されており、盛岡市分別収集計画に従った運用が行われているものと判断した。問題点等は認められない。

(2) ごみの分類・収集（ルール等）についての決定方法について

平成22年度盛岡市一般廃棄物処理実施計画（以下、「処理基本計画」という。）及びごみの分け方及び収集カレンダーについての決裁に関する書類は市長決裁が行われており、決定過程の合規性を確認した。問題点等は認められない。

2. 監査結果に添える意見

(1) せん定枝等粉砕機について

清掃事業概要によると、市はせん定枝等粉砕機を2台保有しているが、例年その貸出し件数は少なく、年々減少傾向にもある。粉砕機に対する市民の要望度合いの検討が十分に行われておらず、結果として市民の需要に応えるものとはなっていない。

今後、このような市民が利用するための機器等の購入に際しては、市民の要望が大きい事項に限り、公共性の観点から購入の必要性を慎重に検討することが望ましいと考える。

(2) 資源ごみの収集運搬について

びん、缶及びペットボトル等の資源ごみの収集方法は、リサイクルセンター内で収集業者が振り分けるのは場所の広さや手間を考慮すると困難であるから、資源の種類ごとに収集する方法を採用しているが、今後の収集体制の構築のために、同一車両でびん、缶及びペットボトル等資源ごみの混載等の試行も検討している。

このような現状から、収集ブロックの設定及び収集方法の当初決定時に多様な収集

方法の実行可能性や収集コストの試算を行い、最も効率的な方法を選択したのか、という点には疑問が残る。

今後現在のごみを取り巻く環境の変化を総合的に加味して達成すべき優先順位を明らかにし、多様な方法の実行可能性及び経費の試算を行って最も効率的な方法を選択するための検討が望まれる。

(3) 生ごみの排出の抑制を促進するための各方策に係る経済的な合理性について

清掃事業概要には、地域循環型生ごみ処理推進事業について業務用生ごみ処理機を設置し、生ごみを堆肥化して資源として地域で活用する事業を行っている旨、及び平成21年度は中野地区で45世帯の住民が利用し、生ごみ堆肥を活用した菜園を共同でつくり、生ごみを資源物として地域で循環させている旨の記載がある。

この事業に係る市のコストは生ごみ処理機購入費用のほか、電気代・保守費・点検費であり平成22年度予算は509千円と少額ではあるが、一部の地区住民に対しての支出であり、今後の事業拡大の道筋も不透明である。その一方で全盛岡市民を対象としていた電動生ごみ処理機購入費補助制度を廃止している。このような諸状況を勘案すると、当該事業に係る支出は公共性・公平性の観点及び経済的な合理性の観点から疑問がある。

事業の開始後は既に発生した取得費等の経費ではなく、将来の経費と事業の効果に特に重点をおいたモニタリングが行われるべきであり、事業の見直しの機会を確保しておく必要がある。

今後の事業拡大の道筋が不透明な状況であるならば、モデル地区住民と相談の上、事業の見直しを行うことを検討することが望ましいと考える。

II. 盛岡市ごみ減量推進基金

1. 監査手続及び監査結果

(1) 積み立て内容について

基金設定当初である平成3年度及び平成4年度には一般財源からの拠出により積み立てている。そして、以降の年度では関連する一般会計への歳入を対象として必要額を基金として一般会計歳入歳出予算で定めている。

以上から、積み立て過程の合規性は認められる。また、基金設定当初以降の積立

財源も経済的な合理性が認められる。問題点等は認められなかった。

(2) 取崩額の充当内容に係る合規性について

平成 20 年度の取崩額（4,000 千円）の内訳は、使用済み蛍光管回収ボックス等の購入に 3,000 千円と資源集団回収報奨金に充当した 1,000 千円である。

当基金の取崩額はいずれもごみの減量に対する市民意識の高揚を図るとともに、ごみの資源化、再生利用等のごみ減量施策の推進に資する内容で、同年度の一般財源で予算付けしていない事項に係るものであり、合規性が認められる。問題点等は認められなかった。

(3) 当基金の積立額の目標設定について

ごみ減量の施策に係る環境部担当者への質問により、当基金の積立目標額が 3 億円である旨確認したが、目標額 3 億円の根拠については当時の資料を遡って確かめることはできなかった。当基金の積立目標額を 3 億円と設定していること、及び当該基金の残高を高額なまま維持しておくことの明確な根拠はないと判断せざるを得ない。ごみの減量施策に要する資金を推計し、余分な積立額は取り崩して一般財源として活用する方策の検討を加速すべきである。

また、取崩しが行われずに、多額の積立金が残ったまま当年度まで十数年にわたり繰越されてきた要因として、同条例で具体的な取崩事由についての規定がないこと、また、取崩しに係る指針等もないことに起因していると考えられる。具体的な取崩の内容を明確にすることが、当基金の本来の目的に合致した運用につながり、また、必要積立額の設定にも資すると考えられる。さらに、将来必要な施設の設備資金の積立については、これを明確に目的とする基金を別に設定することが望ましいと考える。

III. 一部事務組合への負担金等の支出について

1. 監査手続及び監査結果

ヒアリングの結果、各一部事務組合での議決した負担金を支出しているとの回答を得た。また、平成 21 年度決算資料から支出額等に問題点はなかった。負担金の支出は、適正に行われているものと判断した。

2. 監査結果に添える意見

容器包装リサイクル事業から玉山区が対象外になっていることについて

平成 22 年 8 月から開始されているごみ減量とリサイクルのためのプラスチック製・紙製容器包装の分別収集業務は盛岡地域と都南地域のみが対象であり、玉山区だけが対象から除かれている。この施策が盛岡市全体としてごみ減量とリサイクルの推進を図る点にあることに鑑みれば、盛岡市全域を施策の対象とすべきである。

IV. 事業系一般廃棄物の処分手数料

1. 監査手続及び監査結果

(1) 処分原価の集計について

処分原価はその集計が一定のルールに基づいて行われており、減価償却費や市の正職員の人件費等の固定費に相当する部分を含むごみ処理事業の総原価を対象範囲としている。集計範囲として問題点等は認められなかった。また、その集計は一定のルールに基づいて行われており、事務処理に係る問題点は認められなかった。

(2) 事業系一般廃棄物の処分手数料の負担率のあり方について

事業系一般廃棄物の処分手数料の決定について、市はそれまで 10kg までごとに 50 円だった事業系一般廃棄物の処理手数料を、平成 18 年度は 66 円、19 年度は 82 円、20 年度は 100 円としている。しかしその後、事業者のごみ処理手数料を単位当たり処分原価の 40%とする現状のごみ手数料の水準の見直しを含む再検討は行われておらず、また、ごみ処理手数料の処分原価に対する負担率との関連で、手数料が適正な水準であるかといった検証を充分に実施していない。

事業者のごみ処理手数料を単位当たり処分原価の 40%とする現状の再検討をし、また、処分原価の変動に応じて定期的な手数料水準の検討が必要である。さらに、負担額を処分原価に対してどの程度の割合とするかの継続的な検討を行うべきである。

2. 監査結果に添える意見

事業系一般廃棄物の処分手数料の算定根拠について

事業系一般廃棄物は、営利を目的とした事業者から排出されるものであり、事業に関連して排出されるごみの処分費用を負担するのは当然といえる。また、事業者に

100%の負担を求めないのは、一般市民への負担転嫁を黙認していることになる。

負担率について処分原価を適正に算出した上で、その100%に設定することが最も望ましいが、事業者の経営圧迫や不法投棄の増加といった懸念が強くある。

こうした事情により事業者に処分原価の100%を負担させない処分手数料水準とした場合には、一般市民の負担額（処分手数料）についての算定根拠及び負担理由を説明する必要があると考える。

V. 家庭系ごみの有料化についての検討

1. 監査手続及び監査結果

家庭ごみの無料化継続を決定した平成19年度の意思決定時は、市が廃棄物処理法及び同施行規則に定める一般廃棄物処理計画に係る規定の趣旨を受けて策定した処理基本計画、及びこれを補完する形で策定した分別収集計画が実行に移される段階であり、市はその計画に基づく施策の効果を確かめる前に、市民へのごみ処理負担を決定するべきではないと判断している。

また、処理基本計画では家庭系ごみの有料化はごみの発生抑制効果を期待する施策の一つとして位置付けられており、経費補填を意図したものではない。従って、処理基本計画で定めた平成28年度の目標値に削減できるのであれば、家庭系ごみの有料化は不要と考えられ、平成19年度からの処理基本計画での遂行状況の結果、ごみ減量の実績が目標に対して芳しくないとの結論が出るまでは、家庭ごみの有料化は行わないとした平成19年当時の市の判断は妥当であると考え。問題点等は認められない。

2. 監査結果に添える意見

家庭系ごみの有料化の要否に係る今後の検討について

今後行われる家庭系ごみの有料化の検討において、市全体としてそれが必要であるとの判断に至った場合には、清掃事業の全部を市が直接行っている盛岡地域だけではなく、一部事務組合が清掃事業を部分的に又はその全部を実施している都南地域及び玉山区の有料化も足並みを揃えて実施することが最も望ましい姿ではある。しかし、将来仮に市として有料化の必要が結論付けられた場合に、有料化の実行段階において何らかの制約要因により3地域区の有料化の同時実行が困難な状態にあるとしても、公平性に欠くという問題点はあるが、ごみの減量目標の達成及び清掃事業の経済合理性を追求すべき

観点からは、実行可能な地域区だけでも先行して有料化を開始することも、一つの方策として有料化の実施方法の選択肢から除外すべきではないと考える。

VI. 資源ごみの回収事業

1. 監査手続及び監査結果

(1) 資源ごみの売却額について

3ヶ月ごとの直近の実績平均を調査した売却価額が業務に実際適用されていることを確認した。また、入札時に参考にした契約検査課の予定価額と落札価額の関係が適切であること（予定価額の近似値）であることを確かめた。

以上から、リサイクルの促進に関連し分別収集した資源ごみの売却価額が経済的に合理的であると判断する。

(2) 集団資源回収の経済的合理性について

市民による資源集団回収コストを市が直接資源回収する場合の行政回収コストと市民に報奨金を交付して集団回収する場合の資源集団回収コストについて試算した結果は次のとおりである。

(単位：千円/t)

区分	回収コストの試算結果		経済的合理性のある収集の方法
	行政回収	資源集団回収	
びん	23.8	4.5	資源集団回収
缶	△26.8	4.5	行政回収
ペットボトル	32.8	4.5	資源集団回収
合計	29.8	4.5	資源集団回収

以上から、びん、缶及びペットボトルの回収方法を資源集団回収としている現状の施策には経済的合理性が認められる。ただし、びんとペットボトルについては現状の資源集団回収の方法で経済合理性があるが、缶については今後も買取相場の高値が続くようであれば、行政回収とすることも視野に入れて、今後の措置を検討すべきである。

2. 監査結果に添える意見

資源ごみの回収コストに係る定期的な検討の必要性について

資源ごみの収集コストや資源ごみの売却相場、更には市の財政状態といった諸状況は報奨金交付制度創設当時からかなり変化しているものと予想される。勿論、資源集団回収はごみ減量や地域コミュニケーションを高めるといった主要な目的はあるが、同時に資源ごみの回収に関する経済合理性の観点からのモニタリングや定期的な検討が必要である。しかし、市はこれまで収集コストの把握あるいは、報奨金の適正額やその要否に関する定期的な検討を十分に行ってこなかったと考えられる。今後は収集コストの把握、報奨金の適正額等に関する定期的な検討を行うべきである。

この検討には、資源ごみの種類ごとの回収コストの試算結果、または資源ごみ全体としての回収コストの試算結果を基準に検討する等様々な方式が考えられるが、行政回収のコストの範囲なども含め、予め検討方法を決めておくべきである。

VII. 盛岡市清掃事業における外注業務

1. 監査手続及び監査結果

(1) 発注の必要性及び業者選定理由の妥当性について

明らかに不要と思われる契約は見受けられなかった。ただし、検討の過程で塵芥収集車に付いて備え置くべき備品整理票がないものがあった。これは、取得後所属部課が変更された為紛失したものと考えられる。盛岡市財務規則 第206条により備品整理票は、備え置くべきである。また、固定資産の管理として年に1程度は現物と書類との一致を確かめるべきである。

(2) 業者選定方法の適法性について

平成21年度の入札記録資料を閲覧した結果、盛岡地域のごみ収集運搬業務は、平成21年5月までは見積合せによっていたが、これは、会計期間である年度毎に契約をしていたため、年度替りの4月に競争入札を実施するとその間業務が停止してしまい支障が生じるという理由による。

それ以前も見積合せを実施しており、指名競争入札と同等の経済性を得られていたと考えられ、問題点等はない。

(3) 入札手続の合規性について

入札の手続が規則通り行われているかどうかについて、確かめた結果、特段の問題点等は認められなかった。

(4) 契約変更手続の合規性について

契約変更による契約額の増減についてその変更手続の合規性を確かめた結果、特段の問題点等は認められなかった。

2. 監査結果に添える意見

(1) 盛岡市と外注業者の双方で行われている業務について

盛岡地域の1t当たり収集運搬原価は年々低減されてきているが、これは三ツ割収集センター及び門収集センターにより直営で収集運搬されてきた収集業務を順次委託に切り替えてきたためである。

そして、1t当たり収集運搬経費は、平成20年度で都南地域の1.5倍にのぼっている。これは、市直営の場合、1t当たり約20千円も要していることが主要な原因と考えられる。この点、全量を委託している玉山区及び一部事務組合が収集している都南地域及び比してまだまだ低減余地があると思われる。

(2) 盛岡市一般廃棄物処理基本計画について

処理基本計画では、より経済的な収集業務を行うため、ごみ収集の民間委託の拡大とあるが、数値目標等が明確でないなど、具体性に欠けている。より具体的な計画の策定が望まれる。

(3) 外注契約のあり方について

リサイクルセンターと玉山廃棄物処分場の担当課毎に別個に水質検査業務に係る契約を締結している現状は、経済性を損ねるおそれがある。このような同様の業務は、リサイクルセンターと玉山廃棄物処分場の業務委託をまとめることにより業務費用が低減する可能性があるため、業務区分全体の見直しの要否について検討すべきである。

(4) 玉山区における一般廃棄物収集運搬業務委託について

玉山区の一般廃棄物収集運搬業務委託は随意契約となっており、過去3契約期間を同一業者が受注している。今後は地域経済に悪影響を及ぼさない方法で競争原理を導入する方策を可及的速やかに講じていくことが望まれる。

Ⅷ. 保有車両

1. 監査手続及び監査結果

(1) 車両の現物確認

三ツ割収集センター、門収集センター及びリサイクルセンターが所管する車両の管理は、適切に行われている。

(2) 塵芥収集車両の買換えについて

買換基準を環境部の内規として明確に設定するとともに、起案される除却対象車両に売却価値が生ずるようであれば、買換えの是非について更に詳細な検討を加えるなど、車両の有効利用をより徹底させる措置を講ずるべきである。

また、塵芥収集業務は順次民間への委託を進めていることから、委託の状況を踏まえた適切な台数の塵芥収集車を保有すべく、新規購入の要否を判断すべきである。

Ⅸ. 盛岡市クリーンセンター（ごみ焼却施設）

以下の記載事項には、一部盛岡市リサイクルセンターに関する事項を含む。これは、盛岡市リサイクルセンターについては、「X I. 盛岡市リサイクルセンター（ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設、廃棄物処分場）」に別に項を設けているが、監査項目上、盛岡市クリーンセンターと併記した方が解りやすいと判断した事項をここに記載するものである。

Ⅸ-1. 施設管理運営について

1. 監査手続及び監査結果

(1) ごみ焼却炉管理業務について

焼却炉稼働率を算定すると80%を上回っており、当初の計画通り効率的な運用が行えていると考えられる。ただし、分別やリサイクルの推進により、ごみ焼却量が減少傾向にあるため、将来において焼却施設の更新等を行う際は焼却処理能力について適正

水準の検討が必要になる。

(2) 煙突出口排ガス中の大気汚染物質測定業務について

煙突出口排ガス中の大気汚染物質測定業務について、問題点はない。

(3) 備品管理について

① 不一致内容が報告されていた事項

現品と備品データを平成21年度に一致させてはいるが、備品の取得年月はかなり古い時期であり、長期間にわたり備品管理が不徹底であったといえる。例えば、年1回程度の現物と備品データの照合等、定期的な管理が必要である。

② 公印の管理について

公印につき、本来は担当課が自ら総務課へ返納し、さらに会計課へ備品データ処理の依頼をすべきところを怠っていた。今後の返納や備品データへの登録処理が生じた際に、確実かつ正確に行う必要がある。

(4) 貸与物品について

盛岡市クリーンセンターで作成している被服管理台帳に、現物の被服等に貸与年月日及び記号番号を付して交付しておらず、また、返納されるべき使用済みの被服は汚れが激しく再使用は不可能との判断から、実際には返納を強制せず、各人で処分することが慣行となっている。リサイクルセンターでもクリーンセンターと同様の実態であった。こうした実態は「盛岡市職員被服等貸与規程」の規定に反するものである。

また、現在作成している被服管理台帳は払出の記録簿であり、返納や在庫の管理は行っていない。こうした管理台帳は同規程の定めに基づいたものといえない。

同規程の趣旨を踏まえ、各人からの返納処理を徹底し、再使用不能なものは処分の顛末を確認して記録するなど、管理を適切に実施する必要がある。

(5) 過積載車及び分別事業者に対する対応について

盛岡市クリーンセンターで把握している過積載の改善状況が芳しくない許可業者に関しては、今後も過積載の改善が進まないような状況であるならば、道路交通法による過積載の取締りを行う県警への通報を行うなど、過積載の撲滅に向けて一層強い姿勢で臨む必要がある。

2. 監査結果に添える意見

備品管理について

物品の処理については、現物の備品に備品整理票の貼り付けが漏れていたため備品と認識できず、結果として報告が漏れたと考えられる。備品管理の徹底と適時な備品棚卸の実施が望まれる。

また、公印に関しては、不正使用を防ぐ意味からも厳重な管理が求められる。その重要性に鑑みて、公印の印面を変更したとき又は公印を廃止したときは、公印の登録変更又は抹消することだけでなく、変更又は廃止した公印の現物も複数名立会のもと適切な手続を踏まえて処分する必要がある。

IX-2. ごみ焼却業務関連契約について

1. 監査手続及び監査結果

ごみ焼却業務関連の随意契約における契約単価の検討について

焼却プラントやシステムの基幹的な部分の業務に関しては、設計施工業者との随意契約となっており、随意契約の比率が非常に高い状況にある。契約金額の積算は一定の方法で実施しているが、更なる適正化、低減化のために、他市の契約金額の情報収集による比較検討等の更に深い検討を要する。

2. 監査結果に添える意見

ごみ焼却炉管理業務に関連する随意契約について

クリーンセンターの設計施工においては公正取引委員会の調査結果により、平成6年8月10日に締結した工事請負契約に係る入札に際し談合が行われていたことが判明し、市は設計施工業者に損害賠償請求訴訟を提起し、平成22年4月28日に判決が確定した。

汎用性のない設備の設計施工は施工後の保守点検業務や改修工事の発注先業者が設計施工業者に特定されることが多いことから、次回の焼却施設の建設時には極めて慎重な検討が必要になる。

X. 盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆびあす」

X-1. 施設の概要及び指定管理者の選定について

1. 監査手続及び監査の結果

(1) 選定・審査手続の合規性について

選定・審査に関する定めどおりに実施されていない手続は特には認められず、合規性につき重要な問題はないと判断する。

(2) 平成21年度指定時に、応募者が1団体のみであった点について

平成21年度指定時、平成18年度の制度導入時からの指定管理者であった株式会社クリタスが応募せず、結果として1団体のみでの応募となった。この理由、特に株式会社クリタスが応募しなかった点についての要因分析、事業運営上の主な障害となった事項の把握、及びそれを受けて複数団体が応募してくるような指定管理者制度の運用上の条件整備の必要性等の検討が十分に行われていないと考えられる。

それまで指定管理者として施設の管理運営にあっていた事業者が応募をとりやめた理由が、仮にゆびあすに関する指定管理者制度の運用に起因するものであったのであれば、市としてはその運用の改善につき対応を検討し、複数の事業者が応募する環境整備を行うことが求められる。連絡会議で複数の事業者が応募する環境整備について協議し、市全体としての指定管理者制度の運用改善に活かす取り組みも必要であろう。

X-2. 利用料金の取扱いについて

1. 監査手続及び監査結果

基本協定書、年度協定書及び仕様書の内容に、合規性の観点から問題となる事項は認められなかった。問題点等はない。

2. 監査結果に添える意見

利用料金制の趣旨に鑑みて、指定管理者が得た利用料金に対し一定の制限を設けることについては再検討の余地があるのではないと思われる。一部とはいえ収入の使途に制限があることは、指定管理者のインセンティブを損なうことにつながりかねない。

また、上記仕様書および協定書によれば、基準超過額は施設利用者に対するサービスの向上のための取組に充てることとなっており、この点は公共施設としての性格上合目的なものといえるが、経営努力により得た利潤をさらなるサービス向上にどのように役立てるかは指定管理者の経営判断に委ね、その妥当性については適切なモニタ

リングを行うことにより評価し改善していくといった態勢整備を強化していく方が指定管理者制度導入の趣旨からいってもより実効的であろう。

X-3. ゆびあすにおけるモニタリング業務について

1. 監査手続及び監査結果

(1) 市によるモニタリングの合规性について

年次の事業報告書は検証後に公表される旨定められているが、この公表がなされていない。検証結果とともに、市のホームページ（ウェブもりおか）等に掲載する必要がある。

その他においては、所定の手続が実施されており、モニタリングに関する定めどおりに実施されていない手続は特には認められず、合规性につき重要な問題はないと判断する。

(2) 指定管理者自体の経営状態の確認について

指定管理事業にかかる収支状況については月次報告書や年次の事業報告書に記載され報告されるものの、指定管理者自体の経営状況については特に報告の対象とはされていない。指定管理者自体の決算後、速やかに財務書類等の提出を求め、その経営状況が、指定管理者として安定的・継続的にサービスを提供できる状態にあるかどうかを確認する手続きを実施すべきである。

(3) 備品の管理について

備品リストと備品現物の突合を、一部をサンプルとして抽出して実施したこの結果、以下のような点が検出された。

○現物が存在するものの、台帳に記載されていない備品がある。

○シールが貼付されていない備品がある。

○現物とは異なるシールが貼付された備品がある。

このような不備は直接的には事務的なミスにより発生したものといえ、なぜこのようなミスが発生したかの原因を把握し再度起こりえないような仕組みづくりを行うことが重要である。

(4) 業務の再委託に関わる契約事務について

年度を通じて継続する業務について、次の2業務につき契約書が交わされていない。両業務とも年間を通じて継続する業務であり、委託先業者との不測のトラブルを回避する必要からも、委託業務の内容・範囲や報告に関する事項、リスク分担等を明確にしたうえで契約書として交わす必要がある。

○入退場管理装置等保守点検業務

○浴場サウナ・マット賃借

XI. 盛岡市リサイクルセンター（資源ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設、廃棄物処分場）

1. 監査手続及び監査結果

(1) 人事管理について

① 当センターにおける1日の業務のスケジュールは無理のないものと考えられ、問題点等は認められない。

② 閲覧した職員出勤簿には出勤確認の押印が適切に行われており、問題点等は認められない。

(2) 釣銭の管理について

粗大ごみの搬入に係る手数料納付額及び月末のつり銭の現物管理については適切な管理手続が行われ、有効な牽制機能が働いていると判断する。

一方、日々の現金（つり銭）管理については、ごみの搬入手数料の受入れがあった日以外はつり銭残高3万円の現物確認を行っておらず、また、現金出納簿を設けての記帳もしていない。現金の現物確認は搬入手数料の受入れの事実の有無にかかわらず毎日、受付業務終了後、受付担当者以外の事務担当者が行うべきであり、また、同時に現金出納簿への記帳も行うべきである。

(3) 浸出水処理関連の薬品の管理について

浸出水処理に用いる薬品の現物をテストカウントレカウンタ数と管理台帳記帳数が合致していることを確認した。浸出水処理関連の薬品は、適切に管理されている。

(4) 所管車両の現物確認

リサイクルセンターが所管する車両の管理は、適切に行われている。

(5) 使用済み乾電池の処理について

使用済み乾電池の処理の委託は、市が全都清の会員となった1986年以来、継続して野村興産株式会社と随意契約を行っているが、その理由として、乾電池処理を行える設備を整えているのが近隣になく、北海道にある同社の処理センターが全都清の指定業者であるからとのことであり、過去から継続的に委託を行っており乾電池の処理方法の見直しは行われていない。

同業者に関する情報を収集し乾電池処理に係る総費用の見積りを比較する等、委託業者の見直しに係る検討を定期的に行うべきである。

(6) ペットボトルの処理について

ペットボトルの財団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡しについて、落札価格に対する委託料の比は以下になる。

区分	落札価格(円/t)①	委託単価(円/t)②	差額③(①-②)	減少割合(③/①)
H19度	△43,210	△39,249	△3,960	9.2%
H20度	△38,200	△24,544	△13,656	64.3%
H21度	9,980	0	9,980	—

この結果から、平成19年度及び平成20年度はペットボトルの資源化について引渡し先を適時に検討すれば得られる収入があったことがわかる。一方で、平成21年度にはペットボトルの処理が有償となっているにもかかわらず、日本容器包装リサイクル協会への委託料は発生していない。このようにペットボトルのリサイクル処理に係る収入又は委託料の価額変動は激しく、引渡し先によって市の損益に与える影響が大きいため、十分な検討が必要と思われる。

2. 監査結果に添える意見

(1) 使用済み乾電池の処理方法について

乾電池の再資源化によって得られる環境保護上の利点と比較し、再資源化によって発生する環境に対する有害な影響の方が大きい可能性も考慮した検討が必要で

ある。また、再資源化ではなく埋立により乾電池を処理している自治体もあることから、乾電池の処理方法については慎重に検討する必要があると思われる。

(2) ペットボトルの財団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡しについて

ペットボトルについては、リサイクルし易く再生処理された樹脂が高額で取引されたため、使用済みペットボトルが有償で取引されるようになってきた。このような状況から、日本容器包装リサイクル協会にペットボトルを引き渡さず、直接再商品化事業者へ再商品化事業者と直接取引を行うことの検討が必要と考える。

また、現在高止まりしているプラスチックの再処理についても、将来はペットボトルと同様に再処理が容易で高額で取引が行われることがあれば、同様の検討が必要になる。

XII. 盛岡市玉山廃棄物処分場

1. 監査手続及び監査結果

(1) 浸出水処理関連の薬品の管理について

数品目の浸出水処理に用いる薬品について現物をテストカウントしたところ、カウント数と管理台帳の記帳数が異なっている品目があった。定期的な現物確認がおろそかになっていると考えられる。受払記録の徹底と最低でも月1回程度の定期的な現物確認による薬品管理の徹底を要する。

(2) 業務管理について

外注している当処分場の業務のモニタリングは、適切に行われていると判断する。

2. 監査結果に添える意見

平成25年度以降の当処分場のあり方について

覚書により、玉山区の焼却灰、灰固化物、不燃残渣は平成24年度終了日まで岩手町の最終処分場で埋立処分されるが、平成25年度以降は当処分場での埋立が構想されている。しかし、現在未稼働の埋立処分施設を稼働させるには埋立業務要員の確保や埋立業務車両の調達といった追加コストが必要であるため、当処分場を稼働とした場合の追加コストとリサイクルセンターへ運搬することとした場合の追加コストを今一度比較検討したうえで、

今後の方針を確認するべきである。

XIII. 収集センター（三ツ割収集センター、門収集センター）

1. 監査手続及び監査結果

(1) 人事管理について

- ① 両収集センターの当年度の収集業務スケジュールは職員等の休日を反映した無理のないものと考えられ、問題点等はない。
- ② 両収集センターにおける1日の収集業務のスケジュールは無理のないものと考えられ、問題点等はない。
- ③ 任意に抽出して閲覧した出勤簿の中に、監査当日（平成22年9月6日）の始業前に押印すべき当日出勤していた職員の押印欄が空白であるものがあった（両収集センターで各1件）。出勤時の出勤簿への押印は盛岡市職員服務規程で定められていることから、各収集センターの所長は各職員等に対し、出勤簿への押印を始業前に行うというルールの順守を徹底させるべきである。

(2) 粗大ごみの料金収集業務について

- ① 取扱店との業務委託契約が適切に締結されているものと判断する。
- ② 処理券の枚数管理は適切に行われていると判断する。しかし、金券に準ずるともいえる処理券の保管場所が鍵のかからない書類棚である点、鍵のかかる場所で保管するように改善すべきである。

(3) 旧清掃工場施設の解体の必要性について

- ① 両センター内にある旧施設は竣工後40～50年経過しておりいずれの旧施設も老朽化が見てとれるが、解体事業が早期にできない状況にあるとしても、倒壊等の危険性を除去するため、補修工事の可否を調査・検討すべきである。
- ② 防犯上の問題が生じうる環境である。防犯の障害になる事項を回避する措置を講ずべきことを検討すべきである。
- ③ 両センターの所在地は、畑、住宅地、商業施設といった市民の日常生活の活動範囲に隣接している。旧施設を現状のまま放置することは、地震等に起因する建物崩壊によって市民に被害を及ぼす危険性を残すと考える。具体的な内容を含む総合的な計画の策定を開始すべきである。

(4) 所管車両の現物確認について

両センターでが所管する車両の管理は、適切に行われている。

2. 監査結果に添える意見

(1) 旧施設の解体について

解体事業費が多額になることが予想されることから、市として具体的な解体計画の策定には至っていない。平成17年に取寄せた解体事業費の見積りは合計8億円近くに達する。解体事業の具体的な計画の策定を開始するため、まず解体工事費用の見積額の最新データを入手すべく再度見積りを取り寄せるべきである。また、法的な調査義務や事業化の義務はないが、解体時には土壌汚染の状況を任意で調査することも検討すべきである。

市の財政状況が厳しいことは言うに及ばないであろうが、それでもなお、解体事業の開始時期、財源の計画、解体後跡地の有効活用といった具体的な内容を含む総合的な計画を策定し早期解体を促進すべきである。

(2) 収集事業の今後のあり方について

収集事業について市としては民間委託を拡大する方向にあり、現在の委託の比率は約50%にのぼっているとのことである。収集コストの市の試算によれば、民間委託した場合の方が市直営による場合に比べ安価であるという結果とのことである。

仮に市の収集班を2人構成とする場合の三ツ割収集センター及び門収集センターの人件費減少額の概算額を一例として試算すると、約1億32百万円となる。また、1人材の更なる有効利用のために、収集業務要員の勤務時間15時以降業務終了時間17時までの2時間を有効利用する場合の人件費の価値の概算額を一例として試算すると、約1億13百万円となる。

旧設備の解体後の再利用計画の内容により、両収集センターの移転を要する事象が生じたり、あるいは、業務規模を縮小せざるを得ない事象が生じたりすることも、可能性のある将来事象として想定できる。

以上の諸点を勘案すると、市のごみ収集業務の民間委託は望ましい方向であると考えられ、民間委託を加速すべきであることを意見する。

ただし、天災時等における市の緊急活動の必要が生ずることなどを考慮すると、全面的な民間委託の可否の判断に当たっては、極めて慎重な検討を要するものと考えられる。

XIV. おわりに

主要な項目について監査を行ったが、実施した監査の主要な視点及び監査結果を次のとおり総括する。

1. 清掃行政が廃棄物対策及びごみ対策に係る事務の執行等が、関連する法令及び条例・規則等に従い行われているか（合規性について）

監査の結果、合規性について重大な問題点は認められず、総じて、業務執行は関連する法令及び条例・規則等に従い処理されていると判断した。ただし、規則への準拠が徹底していない次の個別事項については改善を要するものと判断する。

(1) 「Ⅶ. 盛岡市清掃事業における外注業務」について

- ① 備品整理票の塵芥収集車への常備徹底及び備品現物と備品整理票と照合すべきこと

(2) 「Ⅸ. 盛岡市クリーンセンター（ごみ焼却施設）」について

- ① 現物と備品データの照合等の定期的な管理を徹底すべきこと
- ② 公印の管理を徹底すべきこと
- ③ 貸与被服の管理を徹底すべきこと

(3) 「Ⅹ. 盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆびあす」」について

- ① 半次の事業報告書及び検証結果の公表すべきこと
- ② 備品の管理を徹底すべきこと
- ③ 業務の再委託に係る契約書の取交しを徹底すべきこと

(4) 「ⅩⅡ. 盛岡市玉山廃棄物処分場」について

- ① 浸出水処理関連薬品の管理を徹底すべきこと

(5) 「ⅩⅢ. 収集センター（三ツ割収集センター、門収集センター）」について

- ① 始業前の出勤簿への押印を徹底すべきこと

2. 廃棄物対策及びごみ対策に係る事務の執行等が、経済性・効率性及び有効性を考慮して実施されているか（経済性・効率性及び有効性について）

市の清掃事業に関する決算額は、平成19年度42億56百万円から平成21年度36億87百万円と近年減少傾向にある。これは、市民及び事業者のごみ減量に対する意識の啓発事業やご収集業務の外注の促進等の諸施策の効果と思われる。しかし、平成22年度の当初予算額は約37億55百万円に上っており、盛岡市財政上の負担は小さくない。

このため、清掃総務、塵芥処理、ごみ処理施設管理、余熱利用の各事業の事務執行全般について、清掃予算を更に低減化すべき施策として充分なものであるか、という視点から監査を実施した。具体的には、ごみ及び資源の排出量等に関する現状分析やその対策

が効果的・効率的になされているか、ごみ収集業務及び焼却処理業務等における民間委託の業務内容や委託比率等を把握して財政負担の軽減策が適切に施されているか、及び旧三ツ割清掃工場、旧門清掃工場の解体計画の進行状況や跡地の再利用計画について、市有財産の有効利用と財政負担の軽減化の観点からどのような展望で計画が策定され進行中であるのか、といった諸点を主眼として監査を実施した

監査の結果、経済性・効率性及び有効性について、改善の必要があると考えられる事項を次のとおり指摘する。

(1) 「Ⅱ. 盛岡市ごみ減量推進基金」について

- ① 取崩（運用）内容の明確化及び設定目的に合致した積立目標額を検討すべきこと

(2) 「Ⅳ. 事業系一般廃棄物の処分手数料」について

- ① ごみ処理手数料水準の再検討及び手数料水準の継続的な検討をすべきこと

(3) 「Ⅵ. 資源ごみの回収事業」について

- ① 缶の回収事業について、行政回収も視野に入れて検討すべきこと

(4) 「Ⅶ. 保有車両」について

- ① 塵芥収集車両の買換基準を内規として明確に設定し、また、車両の有効利用をより徹底させる措置を講ずべきこと。

(5) 「Ⅸ. 盛岡市クリーンセンター（ごみ焼却施設）」について

- ① 焼却プラントの基幹的な部分の業務委託契約（随意契約）における契約単価について、他市情報収集するなどして十分に吟味・検討すべきこと

(6) 「ⅩⅠ. 盛岡市リサイクルセンター（資源ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設、廃棄物処分場）」について

- ① 使用済み乾電池の処理委託業者の見直しに係る定期的な検討をすべきこと
- ② ペットボトルの引渡し先に係る十分に検討すべきこと

3. 事務の執行が、合理的と考えられる方法によって、適切に行われているか（適切性）

清掃業務の執行について、適切性の観点から検証した結果、業務執行が適切でない、あるいは、不十分であり、改善の必要があると考えられる事項を次のとおり指摘する。

(1) 「Ⅸ. 盛岡市クリーンセンター（ごみ焼却施設）」について

- ① 搬入車両の過積載撲滅に向けて、強い姿勢で臨むべきこと

(2) 「Ⅹ. 盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆびあす」」について

- ① 指定管理者の入札に、複数の事業者が応募する環境整備を行うべきこと
- ② 施設の安定的な業務運営のため、指定管理者自体の経営状態を確認すべきこと

(3) 「ⅩⅠ. 盛岡市リサイクルセンター（資源ごみ分別施設、粗大ごみ処理施設、廃棄

物処分場)」について

- ① 粗大ごみの搬入手数料に係るつり銭の管理を毎日すべきこと
- (4)「XⅢ. 収集センター（三ツ割収集センター、門収集センター）」について
- ① 金券に準ずる粗大ごみ処理券を、鍵のかかる場所で保管すべきこと
 - ② 両センター内にある旧施設の補修工事の要否を調査・検討すべきこと。
 - ③ 両センター内にある旧施設の防犯の資する措置を講ずべきこと
 - ④ 両センターの今後のあり方について、具体的な内容を含む総合的な計画の策定を開始すべきこと

また、上記の監査結果に添える意見を当報告書に記載したが、これらの意見についても検討いただき、清掃行政サービスの更なる向上の足がかりになれば幸甚である。

最後に、監査結果及び監査結果に添えて提出する意見のうち、特に重要で改善のための措置が強く望まれる優先順位が高いと思われる事項について、あらためて次のとおり概説する。

1. 盛岡市ごみ減量推進基金の積立額について（監査結果）

積立目標額が3億円とされ、平成21年度末現在高は243,732千円ある同基金は、その積立目標額の明確な根拠がなく、また、具体的な取崩事由についての規定や指針がないことから取崩しが行われずに、多額の積立金が残ったまま当年度まで十数年にわたり繰越されてきたと考えられる。盛岡市ごみ減量推進基金条例の改正、もしくは指針の作成等により、具体的な取崩（運用）内容を予め基金の設定目的に合致した積立目標額を検討し、積み立てを行うべきである。

2. 容器包装リサイクル事業から玉山区が対象外になっていることについて（意見）

平成22年8月から開始されたプラスチック製・紙製容器包装の分別収集の施策の対象から玉山区だけが除かれている。この施策が盛岡市全体としてごみ減量とリサイクルの徹底を図る点にあることに鑑みれば、盛岡市全域を施策の対象とすべきである。

玉山区を施策の対象とすることに当たっては様々な課題があると想定されるが、それらを克服して同じ盛岡市である玉山区を施策の対象とすることが、市全体としての重要施策であることを盛岡市民全体に認知してもらえることにつながり、ごみ減量とリサイクルの促進を加速させ、長期的に有効な施策になるものと考えられる。

3. 事業系一般廃棄物の処分手数料の負担率のあり方について（監査結果）

市はそれまで10kgまでごとに50円だった事業系一般廃棄物の処理手数料を、平成18年度は66円、19年度は82円、20年度は100円としている。しかしその後、事業者

のごみ処理手数料を単位当たり処分原価の40%とする現状のごみ手数料の水準の見直しを含む再検討は行われておらず、また、ごみ処理手数料の処分原価に対する負担率が平成20年度、21年度と目標値（40%）に至っていないが、手数料が適正な水準であるかといった検証を充分に実施していない。事業者のごみ処理手数料を単位当たり処分原価の40%とする現状の再検討をし、また、処分原価の変動に応じて定期的な手数料水準の検討が必要である。さらに、負担額を処分原価に対してどの程度の割合とするかの継続的な検討を行うべきである。

4. 事業系一般廃棄物の処分手数料の算定根拠について（意見）

事業系一般廃棄物は排出事業者処理責任があり、市町村等に委託して処理する場合は当該処理に係る経費を負担することが原則になっている。負担率について処分原価を適正に算出した上で、その100%に設定することが最も望ましい。しかし、排出事業者は処分原価の100%負担させる処分手数料の設定は、事業者の経営圧迫や不法投棄の増加といった懸念が強くあるといった事情により、事業者は処分原価の100%を負担させない処分手数料水準とした場合には、一般市民の負担額（処分手数料）についての算定根拠及び負担理由を説明する必要があると考える。

5. 旧清掃工場施設の解体の必要性について（監査結果）

三ツ割収集センター及び門収集センターの各敷地内に残る旧清掃工場施設稼働を休止してから十余年経っているが、処理施設等が老朽化したまま残っている（煙突だけは解体している。）。

このことに関しては次の措置を講ずるべきである。

- ① 地震等に起因する建物崩壊といった危険性がある。解体事業が早期にできない状況にあるとしても、倒壊等の危険性を除去するため、補修工事の要否を調査・検討すべきである。
- ② 防犯の障害になる事項を回避する措置を講ずべきことを検討すべきである。
- ③ 両センターの所在地は、畑、住宅地、商業施設といった市民の日常生活の活動範囲に隣接している。旧施設を現状のまま放置することは、地震等に起因する建物崩壊によって市民に被害を及ぼす危険性を残すと考える。具体的な内容を含む総合的な計画の策定を開始すべきである。

6. 旧施設の解体について（意見）

旧清掃工場施設の現状での放置は危険性があるなど問題である。解体工事費用の見積額の最新データの入手、また、法的な調査義務や事業化の義務はないが、解体時には土壌汚染の状況を任意で調査することも検討すべきである。

市の財政状況が厳しいことは言うに及ばないであろうが、それでもなお、解体事業の

開始時期、財源の計画、解体後跡地の有効活用といった具体的な内容を含む総合的な計画を策定し、早期解体を促進すべきである。

7. 収集事業の今後のあり方について（意見）

人材の更なる有効利用のために、現状の3人1班体制を仮に民間収集委託業者が行っている2人1班体制とした場合の人件費減少額及び15時以降業務終了時間17時まで2時間ほどの人件費価値額は、概算ではあるが前者が約1億32百万円、後者が約1億13百万円と試算される。これらの人件費は、現状の収集業務にかけている人件費を今後の新たな清掃サービスの提供や市の他の業務に充当することを検討する際の有用なデータを提供するものとする。

収集事業の委託の比率は約50%にのぼっているとのことである。収集コストの市の試算によれば、民間委託した場合の方が市直営による場合に比べ安価であるという結果とのことである。また、両収集センターの敷地内にある旧設備の解体後の再利用計画の内容により、両収集センターの移転を要する事象が生じたり、あるいは、業務規模を縮小せざるを得ない事象が生じたりすることも、可能性のある将来事象として想定できる。

以上の諸点を勘案すると、市のごみ収集業務の民間委託は望ましい方向であると考えられ、民間委託を加速すべきであることを意見する。ただし、天災時等における市の緊急活動の必要が生ずることなどを考慮すると、全面的な民間委託の可否の判断に当たっては、極めて慎重な検討を要するものとする。

以上